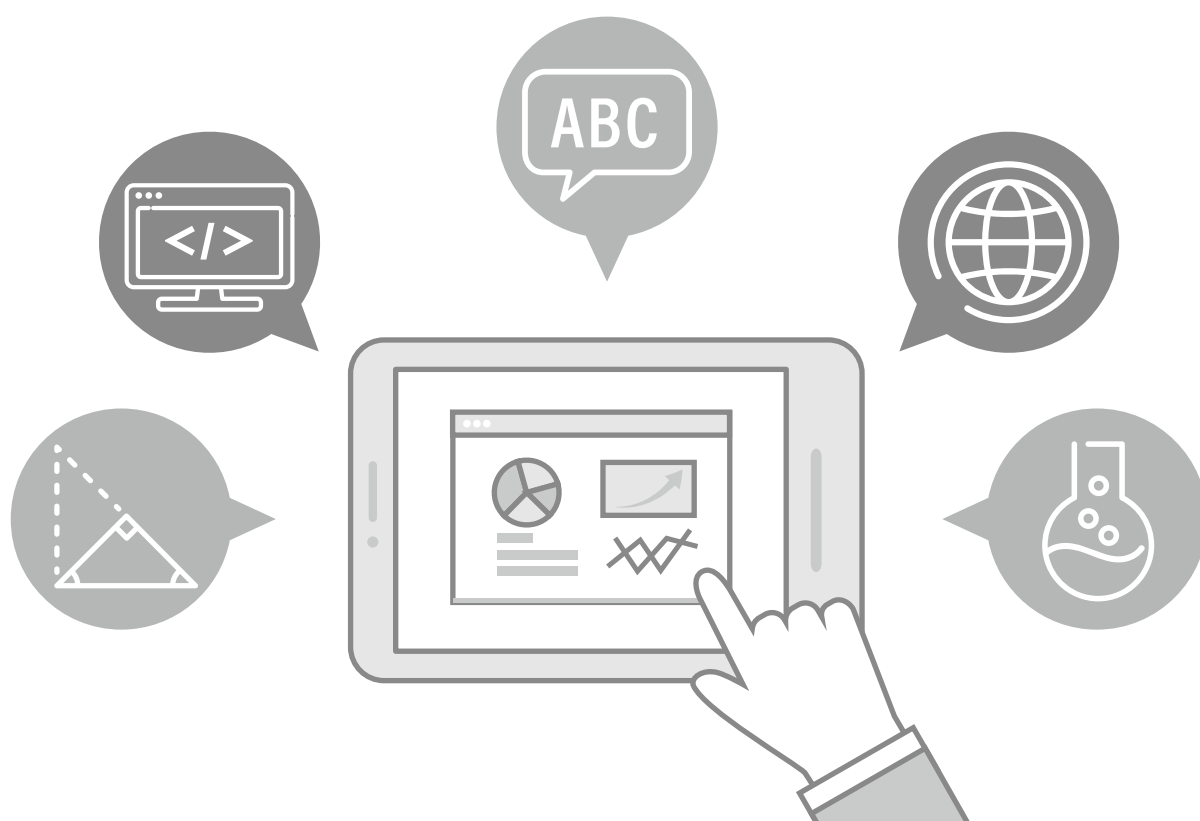


# 「県立高等学校生徒用端末等 購入奨学資金のてびき」



公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町 8 番地 3 島根県市町村振興センター 3 階

TEL (0852) 28-1981 FAX (0852) 26-2089

URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp/>

メールアドレス [info@shimane-ikuei.or.jp](mailto:info@shimane-ikuei.or.jp)

「奨学資金のてびき」は、奨学生の決定を受けた方に、奨学資金の借用方法から返還方法までを説明したものです。

このてびきをお読みいただき、円滑な奨学資金の借用及び返還に努めてください。なお、手続きに必要な様式を貸与規程に掲載していますので、必要な場合はコピーし使用してください。

## 目 次

1. 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金のてびき	
(1) 奨学資金の貸与額と利息、貸与方法	..... P 1
(2) 奨学生決定後の提出書類	..... P 1
(3) 奨学資金貸与前の届出	..... P 3
(4) 奨学資金の繰上げ返還	..... P 4
(5) 奨学資金返還者による返還が滞った場合の措置等	..... P 4
(6) 奨学資金貸与後の届出	..... P 5
(7) その他	..... P 6
2. 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程	..... P 7
同                    上                    貸与規程様式	..... P 13

# 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金のてびき」

## 1. 奨学資金の貸与額と利息、貸与方法

- (1) 奨学資金の貸与額は、島根県教育委員会が生徒用端末等納入業者と締結する協定で定める生徒用端末等の1台あたりの金額の3分の2に相当する金額とし、年度ごとに定めます。
- (2) 奨学資金は利息を徴収しません。
- (3) 奨学資金の貸与は、島根県育英会（以下「育英会」という。）が奨学資金を奨学生に交付する方法ではなく、育英会が奨学生に代わって貸与相当額を生徒用端末納入業者に一括支払う方法により行います。  
（「公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程」  
（以下「規程」という。）第4条、第9条）

## 2. 奨学生決定後の提出書類

奨学生は奨学生の決定通知を受けた後に、「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還誓約書（借用証書）」（以下「返還誓約書」という。）及び「預（貯）金口座振替依頼書」を育英会へ提出してください。（規程第8条）

なお、奨学生から「返還誓約書」及び「預（貯）金口座振替依頼書」の提出がない場合は、奨学資金の貸与手続きの要件を欠くと認め、奨学資金の貸与は行いません。（規程第11条）

### （1）「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還誓約書（借用証書）」の提出

奨学生は「返還誓約書」を、親権者（又は後見人）及び連帯保証人と連署の上、決められた期日までに育英会へ提出してください。

#### ①借用金額

奨学生として貸与を受ける奨学資金の総額です。

#### ②奨学生本人の住所・氏名・印

住所は、記入日現在の住民票に記載されている住所を記入してください。

自宅外通学の方は、空いている箇所に自宅外の住所も記入してください。

・奨学生本人が氏名等すべてを自署し、押印してください。

・印鑑は「認印」で構いません。

#### ③連帯保証人

連帯保証人は奨学生本人と連帯して奨学金返還の責任を負う人で、本人の父

または母。もしくは、これに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者として  
います。「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書」の連帯保  
証人欄に記入された人です。

- ・連帯保証人が氏名等すべてを自署し、押印してください。
- ・印鑑は「実印」を押印してください。

#### ④親権者

民法で定められた親権者のことです。奨学生本人が18歳未満の場合、通常は  
父・母が親権者です。父・母のいずれかがいない場合は、一人となります。

- ・親権者が氏名等すべてを自署し、押印してください。
- ・印鑑は「認印」で構いません。

#### ⑤「住民票」の添付

奨学生本人の「住民票」を、1通添付してください。

(有効期限：発行日から3ヵ月以内。コピーは不可。)

#### ⑥「印鑑登録証明書」の添付

連帯保証人の実印の「印鑑登録証明書」を、1通添付してください。

(有効期限：発行日から3ヵ月以内。コピーは不可。)

#### ⑦奨学資金の返還方法

奨学資金の返還は、県立高等学校に入学した年の8月から始まります。

返還方法は月賦返還として、3千円、4千円又は5千円の返還額から選択し  
てください。

#### ⑧記入例

別添「奨学資金返還誓約書（借用証書）記入例」を参照して記入ください。

## (2)「預（貯）金口座振替依頼書」の提出

奨学金の返還は、金融機関の口座振替の方法により行います。返還金の振替口  
座は下表の9金融機関から指定してください。振替口座は奨学生本人名義の口座  
とします。

指定する金融機関を決定されましたら、「預（貯）金口座振替依頼書（3枚複写）」  
に必要事項を記載し、3枚とも決められた期日までに育英会へ提出してください。  
(直接、金融機関に提出しないでください。)

#### ①返還金の口座振替

返還金の口座振替日は、毎月20日（その日が金融機関休業日のときは、翌  
営業日）です。その日にあなたが指定した金融機関の預貯金口座から、振り  
替えますので、残高不足にならないように注意してください。

残高不足の場合は、次回返還日に次回返還金と合わせて振り替えることとなります。

口座振替後に領収書は発行しませんので、お手元の通帳等で確認してください。

## ②返還金の口座振替手数料

返還金の口座振替手数料は奨学生本人の負担となっており、返還金と合わせて口座から振り替えます。

口座振替手数料（消費税を含む）は、下表のとおりです。

（例：1回分3,000円をゆうちょ銀行で返還する場合は、3,033円が貯金口座から引き落とされます。）

### 【口座振替金融機関と口座振替手数料一覧表】

金融機関名	口座振替手数料	金融機関名	口座振替手数料
ゆうちょ銀行	33円	山陰合同銀行	55円
島根銀行	55円	しまね信用金庫	55円
島根中央信用金庫	55円	日本海信用金庫	55円
西中国信用金庫	55円	島根県農業協同組合	55円
島根益田信用組合	26円		

※口座振替手数料は変更することがあります。育英会ホームページ等で確認してください。

## ③記入例

別添「口座振替依頼書の記入例」を参照して記入ください。

## 3. 奨学資金貸与前の届出

- 「**県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生辞退届**」（以下「奨学生辞退届」という。様式 P19）の提出（規程第10条）

奨学生は、奨学資金の貸与前に奨学資金の借用を辞退される場合は、「奨学生辞退届」を、育英会へ提出してください。

なお、育英会は奨学生が県立高等学校に入学しなかったことを確認したときは、奨学資金の貸与要件を欠くため奨学金の貸与は行いません。その際は、提出された「返還誓約書」及び「預（貯）金口座振替依頼書」は返却します。（規程第11条）

#### 4. 奨学資金の繰上げ返還（規程第14条）

奨学金を返還しようとする者（以下「奨学資金返還者」という。）が、奨学資金の繰上げ返還をする場合は、返還未済額の全額を一括して返還する場合に限り認められます。

繰上げ返還を希望するときは、育英会に連絡してください。育英会の指定する返還日に、返還金の振替口座から引き落としができるように振替金額の変更処理を行います。

#### 5. 奨学資金返還者による返還が滞った場合の措置等

##### (1) 「奨学資金の全部返還」（規程第13条）

奨学資金返還者が支払い能力を有しているにもかかわらず、月賦返還額の返還を著しく怠ったと育英会が認める場合は、育英会が指定する期日までに返還未済額の全額を返還するように文書で請求します。

##### (2) 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還猶予願」（以下「奨学資金返還猶予願」という。様式 P20）の提出（規程第15条）

奨学資金返還者が下記の事由により奨学資金の返還猶予を希望する場合は、「奨学資金返還猶予願」を育英会に提出してください。育英会が返還を猶予する必要があると認めたときは、1年以内の期間を定めて返還を猶予することがあります。

- ①生活保護法に基づく被保護者となったとき。
- ②災害又は傷病により奨学資金の返還が著しく困難となったとき。
- ③その他、止むを得ない事由により奨学資金の返還が著しく困難となったとき。

##### (3) 「月賦返還金に係る延滞金」（規程第16条）

奨学資金返還者が月賦返還金を延滞したときは、延滞金を徴収します。

延滞金の額は、その延滞している月賦返還金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年3パーセントの割合を乗じて計算した金額とします。ただし、月賦返還金が返還期日から起算して1月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合で翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還された場合は、延滞金を徴収しません。

また、奨学資金返還者が月賦返還金を延滞したことにつき、災害、傷病その他真に止むを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することがあります。

#### (4) 「返還金の充当」(規程第17条)

奨学資金返還者から返還金の支払があった場合は、返還期日の早く到来した元金に、その返還金を優先的に充てます。

### 6. 奨学資金貸与後の届出

奨学生は奨学資金の貸与後に、下記の事由に該当した場合は、直ちに下記の届を高等学校を經由して育英会へ提出してください。

#### (1) 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生異動届」(以下「奨学生異動届」という。様式 P21、規程第18条) 及び 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還者異動届」(以下「奨学資金返還者異動届」という。様式 P22、規程第19条) の提出

奨学生は、下記のいずれかに該当する場合は、直ちに連帯保証人と連署の上、「奨学生異動届」を、高等学校を經由し育英会へ提出してください。

- ① 転学するとき。
- ② 退学するとき。
- ③ 退学処分を受けたとき。
- ④ 連帯保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
- ⑤ 本人又は連帯保証人の住所その他重要な事項に変更があったとき。

また、④・⑤に該当する場合は、「奨学資金奨学生異動届」に合わせて「奨学資金返還者異動届」も提出してください。

(参考) 「奨学資金返還者異動届」の提出が必要な事項と添付書類

届が必要な事項		届に必要な添付書類
連帯保証人の変更		・「印鑑登録証明書」
本人	住所変更	・18歳未満「住民票」(押印は認印可) ・18歳以上「印鑑登録証明書」(押印は実印)
	姓の変更	・「戸籍抄本」又は「個人事項証明書」 ・18歳以上「印鑑登録証明書」(押印は実印)
連帯保証人	住所変更	・「印鑑登録証明書」
	姓の変更	・「戸籍抄本」又は「個人事項証明書」 ・「印鑑登録証明書」

(上記書類は発行から3か月以内の原本であること)

(2) 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還者死亡届」(以下「奨学資金返還者死亡届」という。様式 P23) の提出(規程第 20 条)

奨学資金返還者が死亡した場合は、相続人又は連帯保証人は、直ちに「奨学資金返還者死亡届」を死亡事実が記載された証明書等を添付して、育英会へ提出してください。

## 7. その他

以上の説明は、特殊な事例の手続き等については省略してあります。このたびきの「公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程」を参照してください。



# 公益財団法人島根県育英会 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 奨学資金の貸与の申請、決定等（第6条～第8条）
- 第3章 奨学資金の貸与及び奨学資金の借用辞退等（第9条～第11条）
- 第4章 奨学資金の返還及び返還期間中の報告等（第12条～第20条）
- 第5章 補足（第21条）

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人島根県育英会定款（平成23年4月1日施行）第3条に規定する目的を達成するため、「島根県立高等学校生徒用端末等購入奨学事業実施要領」第16条の規定に基づき、県立高等学校（通信制課程を除く。）の生徒用端末等購入経費の個人負担を軽減する一時金を貸与するための必要な手続等を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この規程において「生徒用端末等」とは、県立高等学校に在学する生徒が利用する学習者用パソコン端末及びその他付属品で、毎年島根県教育委員会が指定する物をいう。

2 この規程において「奨学資金」とは、個人負担による生徒用端末等購入経費を貸与する金銭で、その金額は毎年別に定める。

3 この規程において「奨学生」とは、奨学資金の貸与を受ける人（受けた人）をいう。

### （奨学資金の貸与要件）

第3条 奨学資金の貸与は、県立高等学校に在学する人（入学希望者も含む。）で、個人負担による生徒用端末等を購入する人のうち、奨学資金の貸与を受けようとする人を対象とする。なお、入学希望者は、県立高等学校への入学を決め、個人負担による生徒用端末等を購入の意思表示をした時点で奨学生として確定する。

(奨学資金の貸与額及び利息)

第4条 奨学資金の貸与額は、島根県教育委員会教育長が生徒用端末等納入業者と別途締結する協定における生徒用端末等の1台あたりの金額の3分の2に相当する金額とし、毎年別に定める。

2 奨学資金は利息を徴収しない。

(連帯保証人)

第5条 奨学資金の貸与を受けようとする人(以下「奨学生志望者」という。)は、連帯保証人を一人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者とする。

## 第2章 奨学資金の貸与の申請、決定等

(奨学生願書の提出及び取り下げ)

第6条 奨学生志望者は、連帯保証人と連署の上、別に定める「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書」(以下「奨学生願書」という)を別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 奨学生願書を提出した人(以下「出願者」という。)は、奨学生願書の提出後、奨学生の決定通知を受ける日の前日までに別に定める「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書取下届」を理事長に提出することにより、奨学生願書を取り下げることができる。

(奨学生の決定及び通知)

第7条 理事長は、奨学生願書を審査のうえ奨学生を決定する。

2 理事長は、前項の規定により奨学生を決定した場合は、出願者に文書で通知するものとする。

(奨学資金返還誓約書(借用証書)等の提出)

第8条 奨学生の決定通知を受けた人は、別に定める「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還誓約書(借用証書)」(以下「返還誓約書」という。)及び「預(貯)金口座振替依頼書」を理事長に提出しなければならない。

2 返還誓約書を提出する場合は、奨学生本人の住民票及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

### 第3章 奨学資金の貸与及び奨学資金の借用辞退等

#### (奨学資金の貸与)

第9条 理事長は、前条に規定する返還誓約書等を受理したときは、奨学資金を貸与するものとする。

2 奨学資金の貸与は、島根県育英会が奨学生に代わって奨学資金相当額を生徒用端末等納入業者に一括支払う方法により行うものとする。

#### (奨学生辞退届の提出)

第10条 奨学生は第8条に規定する書類の提出後において、奨学資金の借用を辞退する場合は、別に定める「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生辞退届」を理事長に提出するものとする。

#### (奨学資金の貸与契約解除)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学資金の貸与契約を解除する。

- (1) 県立高等学校に入学しなかったとき。
- (2) 奨学資金の貸与手続きの要件を欠くと理事長が認めたとき。

### 第4章 奨学資金の返還及び返還期間中の報告等

#### (奨学資金の返還)

第12条 奨学資金を返還しようとする人（以下「奨学資金返還者」という。）は、県立高等学校に入学した年の8月から下表のいずれかの月賦返還額（無利子）により返還しなければならない。

なお、返還残額に端数が生じる場合は、最終返還月にその額を返還する。

2 返還期間中に県立高等学校を途中で退学又は転学し、その後も県立高等学校に在籍しなくなる場合は、速やかに貸与を受けた奨学資金の全額を一括して返還しなければならない。

3 前項の場合で、一括返還が困難と認められる場合には、理事長は奨学生の申し出により、分割による返還を認めることができる。

4 奨学資金の返還は、別に定める金融機関の口座振替の方法によらなければならない。

5 奨学資金返還者の申し出により理事長が必要と認めるものについては、別の返還期間及び返還方法を指示することができる。

表「月賦返還額」

月3,000円	月4,000円	月5,000円
---------	---------	---------

(奨学資金の全部返還)

第13条 奨学資金を返還しようとする者（以下「奨学資金返還者」という。）が支払能力を有しているにもかかわらず、月賦返還額の返還を著しく怠ったと理事長が認める場合は、理事長が指定する期日までに返還未済額の全額を返還するよう文書で請求することができる。

(奨学資金の繰り上げ返還)

第14条 奨学資金返還者は、貸与を受けた奨学資金のうち返還未済額全額を繰り上げて返還することができる。

(奨学資金の返還猶予)

第15条 奨学資金返還者が次の各号の事由により、奨学資金の返還猶予を希望する場合は、別に定める「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還猶予願」にその事由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者となったとき。

(2) 災害又は傷病により奨学資金の返還が著しく困難となったとき。

(3) その他、止むを得ない事由により奨学資金の返還が著しく困難となったとき。

2 理事長は、奨学資金の返還を猶予する必要があると認めたときは、1年以内の期間を定め返還の猶予をすることができる。

3 理事長は、前項の規定により奨学資金の返還猶予をした場合は、本人にその旨を文書で通知する。

4 理事長は、第1項に定める事由により奨学資金の返還を猶予している期間中に特に必要があると認める場合は、その事由を証明する書類を提出させることができる。

(月賦返還金に係る延滞金)

第16条 奨学資金返還者が月賦返還金を延滞した場合は、延滞している月賦返還金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年(365日当たり)3パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴する。ただし、月賦返還金が返還期日から起算して1月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還された場合は、この限りではない。

- 2 奨学資金返還者が月賦返還金の延滞したことにつき、災害、傷病その他真に止むを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

(返還金の充当)

第17条 奨学資金返還者から返還金の支払があった場合は、返還期日の早く到来した元金に優先して充当する。

(奨学資金奨学生異動届の提出)

第18条 奨学生は次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに連帯保証人と連署の上、別に定める「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生異動届」を高等学校長を経由して理事長に提出しなければならない。

なお、第4号及び第5号に該当する場合は、合わせて第19条に規定する「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還者異動届」を提出しなければならない。

- (1) 転学するとき。
- (2) 退学するとき。
- (3) 退学処分を受けたとき。
- (4) 連帯保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
- (5) 本人又は連帯保証人の住所その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学資金返還者異動届の提出)

第19条 奨学資金返還者及び奨学資金の返還の猶予を受けている人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、別に定める「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還者異動届」を高等学校長を経由して理事長に提出しなければならない。この場合においては、第8条第2項に準ずる書類を添付しなければならない。

- (1) 連帯保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
- (2) 本人又は連帯保証人の住所その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学資金返還者死亡届の提出)

第20条 奨学資金返還者が死亡した場合は、相続人又は連帯保証人は、直ちに、別に定める「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還者死亡届」に死亡事実が記載された証明書等を添付して理事長に提出しなければならない。

## 第5章 補足

(実施細目)

第21条 この規程に関し必要な事項及び各様式は、理事長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この規程は、令和3年10月19日から施行し、令和3年度貸付決定に係る奨学生から適用する。

## 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程」様式

- 様式1. 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書」  
(規程第6条)…………… P14～15
- 様式2. 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書取下届」  
(規程第6条)…………… P16
- 様式3. 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還誓約書(借用証書)」  
(規程第8条)…………… P17～18
- 様式4. 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生辞退届」  
(規程第10条)…………… P19
- 様式5. 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還猶予願」  
(規程第15条)…………… P20
- 様式6. 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生異動届」  
(規程第18条)…………… P21
- 様式7. 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還者異動届」  
(規程第19条)…………… P22
- 様式8. 「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還者死亡届」  
(規程第20条)…………… P23

記入年月日：令和 年 月 日

令和 年度県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

このたび、公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金の貸与を受けたいので申込みます。

1. 本人

本人	在籍中学校： 国・市・町・村・私 立 中学校 学 園
	住所 〒
	自宅電話番号 携帯電話番号
	フリガナ 氏 名 生年月日：平成 年 月 日

注 ①本人が、自署してください。

2. 進学予定の県立高等学校

島根県立 高等学校 科
-------------

注 ①定時制課程は、枠内の余白に記入してください。

3. 親権者等

親権者 又は後見人	(父) (後見人)	住所 〒
		自宅電話番号 携帯電話番号
	(母)	フリガナ
		氏 名 印 生年月日：昭和・平成 年 月 日

注 ①親権者がそれぞれの欄に各自自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。後見人がいる場合は、後見人が自署してください。



## 4. 連帯保証人

連帯保証人	住所 〒	
	自宅電話番号	携帯電話番号
	フリガナ	
	氏名	生年月日：昭和・平成 年 月 日
		本人との関係

- 注 ①連帯保証人は、本人の父または母。もしくは、これに代わる独立した生計を営む身元  
 確実な成年者を記入してください。
- ②連帯保証人が、自署してください。
- ③奨学資金返還契約書（借用証書）の提出にあたっては、実印の押印及び印鑑登録証明書  
 の提出が必要となります。

この願書に記載されている個人情報については、島根県育英会の奨学資金のためにのみ利用するものであってその他の目的に利用することはありません。なお、奨学生決定の可否にかかわらず提出された書類は返却しません。

県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書取下届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人

住所	〒
氏名	印

親権者等

(父)(後見人)

住所	〒
氏名	印

(母)

住所	〒
氏名	印

先に提出しました県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書を取り下げますので、公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程第6条の規定により届け出ます。

(注)本人、親権者等がそれぞれの欄に各自自署してください。

奨学生番号	
-------	--

県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還誓約書（借用証書）

借用金額	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

私は、公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生として、上記の金額を借用いたします。なお、上記の借用金額を私が購入する生徒用端末等の代金として公益財団法人島根県育英会が生徒用端末等納入業者へ一括支払される費用に充当されることを承諾します。また、「公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程」の規定を守り、「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金のてびき」記載の取扱いにしたがい借用金額を返還することを誓約します。

令和 年 月 日

奨学生 本人	在籍中学校名：			
	住所 〒			
	電話番号	携帯電話番号		印
	氏名（ 署名	カガナ	性別	平成 年 月 日生

注 ①本人が署名・押印してください。

②奨学生本人の「市区町村で発行された住民票（有効期限：発行から3ヶ月以内、コピーは不可）」を提出してください。

進学予定の県立高等学校

島根県立	高等学校	科
------	------	---

返済方法

月賦 返 還	区 分	毎月返還額 (円)	最終返還額 (円)	期 間
	A	3,000 (〇〇回)	〇〇〇〇	〇〇月 (〇〇回)
	B	4,000 (〇〇回)	〇〇〇〇	〇〇月 (〇〇回)
	C	5,000 (〇〇回)	〇〇〇〇	〇〇月 (〇〇回)

※希望する返還方法の区分に○をつけてください。

【重要1 時効の更新について】

○奨学生、連帯保証人のいずれかに時効の更新事由が生じた時は、その時効更新の効力は当該更新事由の生じた者以外の奨学生、連帯保証人にも及ぶこととします。

【重要2 管轄の合意について】

○民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

親権者	住 所 〒			印
	電話番号	携帯電話番号		
	氏 名 ( ) 署名	ツガナ 続柄 昭和 年 月 日生		
	勤務先 〒			
	勤務先電話番号			
親権者	住 所 〒			印
	電話番号	携帯電話番号		
	氏 名 ( ) 署名	ツガナ 続柄 昭和 年 月 日生		
	勤務先 〒			
	勤務先電話番号			
連帯保証人	住 所 〒			実 印
	電話番号	携帯電話番号		
	氏 名 ( ) 署名	ツガナ 続柄 昭和 年 月 日生		
	勤務先 〒			
	勤務先電話番号			

注 ①親権者・連帯保証人欄は、各自が署名・押印してください。

②連帯保証人は、実印の押印及び「印鑑登録証明書（有効期限：発行から3ヶ月以内、コピーは不可）」を提出してください。— 18 —

県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生辞退届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生本人

奨学生番号:島高奨第〇〇T-〇〇〇〇号

住所	〒
氏名	印

親権者等

(父)(後見人)	
住所	〒
氏名	印
(母)	
住所	〒
氏名	印

年 月 日付で決定のあった県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生を辞退しますので、公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程第10条の規定により届け出ます。

(注)本人、親権者等がそれぞれの欄に各自自署してください。



県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生異動届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号:島高奨第〇〇T-〇〇〇〇号

住所 〒

氏名

印

TEL

連帯保証人

住所 〒

氏名

印

TEL

下記の事項に異動が生じたので、公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程第18条の規定により届け出ます。

記

1. 異動事項(該当の箇所を○で囲んでください。)

(1)転学( 年 月 日付)

(2)退学( 年 月 日付)

(3)退学処分( 年 月 日付)

(4)「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還誓約書」記載の連帯保証人を変更する。

(5)「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還誓約書」の本人又は連帯保証人の住所その他の重要な事項に変更が生じた。

2. 上記の異動事項が生じた理由

理由:具体的に

変更後の内容(1の(4)、(5))

(注)1の(4)、(5)の場合は、様式7「奨学資金返還者異動届」も提出してください。

.....  
上記記載事項に相違ありません。

年 月 日

学校名

学校長名

印

県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還者異動届

借用金額  円

私は、公益財団法人島根県育英会の奨学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程の規定を守り、「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金のてびき」記載の取扱いにしたがい借用金額を返還することを誓約します。  
年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号	島高奨第00T-0000号		印	
	住民票に記載の住所	〒 -		← 本人欄の記入は必須(自署押印)	
	フリガナ		勤務先名		
	氏名		☎( ) -		
	電話番号	(自宅)	(携帯)		
住所	〒 -		実印		
連帯保証人	フリガナ		勤務先名	← 変更のある欄のみ記入してください。(自署押印)	
	氏名		☎( ) -		本人との関係
	電話番号	(自宅)	(携帯)		
	生年月日	年 月 日			

※ 本人:住所の変更=住民票(認印可)添付。[18歳以上の場合は、印鑑登録証明書(実印)添付。]

姓の変更=戸籍抄本または個人事項証明書を添付。

※ 連帯保証人:住所の変更=印鑑登録証明書を添付。

姓の変更=戸籍抄本または個人事項証明書を添付。

.....(奨学生本人が18歳未満の場合には記入してください。).....

親権者(父)後見人	住所	〒 -	☎(自宅)	印
			(携帯)	
	氏名		勤務先名 ☎( ) -	
親権者(母)	住所	〒 -	☎(自宅)	印
			(携帯)	
	氏名		勤務先名 ☎( ) -	

1 異動事項(※の該当箇所を○で囲んでください。)

ア 借用証書記載の連帯保証人を変更する。

イ 借用証書の(※本人・親権者・連帯保証人)の記載事項に変更が生じた。

2 異動事項の内容(具体的に記入)

3 異動の理由(具体的に記入)

4 時効についての確認事項

奨学生又は連帯保証人のいずれかに時効の更新事由が生じたときは、その時効更新の効力は当該更新事由の生じた者以外の奨学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。

5 管轄の合意について

民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。



## 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金返還者死亡届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

下記のとおり奨学資金返還者が死亡しましたので、公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金貸与規程第20条の規定により届け出ます。

届出者	
相続人又は 連帯保証人	フリガナ
	(氏) <span style="float: right;">(名)</span>
	印
	住所 〒

### 記

奨学生番号	島高奨第〇〇T-〇〇〇〇号		
生年月日	年 月 日	死亡年月日	年 月 日
死亡した借用者の氏名 (奨学生本人)	フリガナ		
	(氏)		(名)

(注) 死亡事実が記載された証明書等を添付してください。